

○内閣府令第五号
厚生労働省

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）第二十六条の規定に基づき、厚生労働省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年十一月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令

厚生労働省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成二十六年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後

(旅館業法施行規則の特例)

第一条 国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第七条に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下同じ。）が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、歴史的建築物利用宿泊事業（国家戦略特別区域（法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域をいう。以下同じ。）において、次の各号のいずれにも該当する事業であつて旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業に該当するものをいう。）を定めた区域計画（法第八条第一項に規定する区域計画をいう。以下同じ。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、旅館業法施行令（昭和三十三年政令第百五十二号）第二条に規定する厚生労働省令で定める施設は、旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第五条第一項に規定する施設のほか、当該歴史的建築物利用宿泊事業の用に供する施設とし、旅館業法施行令第二条に規定する厚生労働省令で定める特例は、旅館業法施行規則第五条第二項及び第三項に規定するもののほか、旅館業法施行令第一条第四号及び同条第二項第四号に定める基準について、当該歴史的建築物利用宿泊事業の用に供する施設に対して適用しないこととすることができる。

【一〇三略】

改正前

国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第七条の国家戦略特別区域会議が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、歴史的建築物利用宿泊事業（法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域において、次の各号のいずれにも該当する事業であつて旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業に該当するものをいう。）を定めた区域計画（法第八条第一項に規定する区域計画をいう。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、旅館業法施行令（昭和三十三年政令第百五十二号）第二条に規定する厚生労働省令で定める施設は、旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第五条第一項に規定する施設のほか、当該歴史的建築物利用宿泊事業の用に供する施設とし、旅館業法施行令第二条に規定する厚生労働省令で定める特例は、旅館業法施行規則第五条第二項及び第三項に規定するもののほか、旅館業法施行令第一条第四号及び同条第二項第四号に定める基準について、当該歴史的建築物利用宿泊事業の用に供する施設に対して適用しないこととすることができる。

【一〇三略】

(医療法施行規則の特例)

第二条 国家戦略特別区域会議が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域陽電子放射断層撮影装置使用柔軟化事業（国家戦略特別区域内の病院又は診療所の磁気共鳴画像診断装置使用室において、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二十四条第八号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素をいう。以下この条において同じ。）が投与された患者等に対する陽電子放射断層撮影装置を用いた撮影を行う事業をいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該事業に係る病院又は診療所の管理者に関する医療法施行規則第三十条の十

四の規定の適用については、同条の表中

| |
|--------------------------|
| 陽電子断層撮影診療用 放射性同位元素の使用 |
| 陽 診 位 |

| |
|---------------------------|
| 電子断層撮影 療用放射性同 元素使用室 |
|---------------------------|

とあるのは、

「条を加える。」

| | | | | | | |
|--------------------|---|-----------------------------|------------------------------|--|------------------------------|--|
| 備考 表中の「」の記載は注記である。 | <table border="1"> <tr> <td>止措置 診断装 う場合</td> <td></td> </tr> </table> | 止措置 診断装 う場合 | | 陽電子断層撮影診療用 放射性同位元素の使 用放射性同位元素を用 いた撮影を除く。） | 陽電子断層撮影 診療用放射性同 位元素使用室 | |
| | | 止措置 診断装 う場合 | | | | |
| | | 陽電子断層撮影診療用 放射性同位元素を用いた撮影 | 陽電子断層撮影 診療用放射性同 位元素使用室 | 適切な防護措置及び汚染防 を講じた上で磁気共鳴画像 置使用室において撮影を行 | | |
| とする。 | | | | | | |

附 則

この命令は、公布の日から施行する。